

# 国産野菜シェア奪還プロジェクト推進協議会 設置要領

令和6年3月27日

## 1. 名称

国産野菜シェア奪還プロジェクト推進協議会（以下「協議会」）という。

## 2. 趣旨

日本で消費される野菜は、約6割が加工・業務用であり、そのうち3割程度が輸入に占められている状況にあります。

農林水産省では、海外調達の不安定化によるリスク軽減のため、加工・業務用を中心とした国産野菜の生産、供給に関わる事業者の経営安定化等を通じ、国産野菜の活用拡大を図る「国産野菜シェア奪還プロジェクト」を立ち上げることとしました。

このプロジェクトを推進するには、国産野菜の活用拡大のカギとなる安定した供給・品質等を確保するため、生産、供給に関わる事業者が結びついたサプライチェーンを構築し、具体的な取組を進めていくことが必要です。

このため、国産野菜の活用拡大に取り組む意欲のあるサプライチェーンの各段階の関係者からなる全国活動組織を設立し、全国各地において国産野菜の周年供給体制を確立するための取組の展開を加速化します。

## 3. 活動内容

協議会は、加工・業務用野菜の国産利用拡大に係る以下の活動を行う。

- ①課題の洗い出しと解決策の検討
- ②生産から販売までの各プレイヤーが連携した取り組みの推進、マッチング活動
- ③先進事例の横展開と関連情報の共有
- ④国産野菜の需要喚起
- ⑤その他、協議会のメンバーからの提案による趣旨に沿う活動

## 4. メンバー

### (1) メンバー

国産野菜の生産者、中間事業者、流通事業者、小売事業者、中食・外食事業者、機械等関連事業者、関係団体、地方公共団体、研究機関等であって、以下の各号に該当する者であること。

- ① 2に定める趣旨に賛同し、3の活動に協力すること。
- ② メンバー相互で提供情報を共有することに同意していること。
- ③ 政治団体、宗教団体、反社会勢力に該当しないこと及び反社会勢力とかかわりを持たないこと。

## (2) 入退会

① 協議会に入会しようとする者は、事務局に入会届を提出し、受理されること。

また、入会したメンバーについては、その一覧を事務局で作成し、農林水産省ホームページに掲載することとする。

② メンバーが次のいずれかに該当する場合は退会とする。

- ・事務局に退会届の提出があったとき。
- ・所在不明となり事務局から連絡が取れないとき。
- ・協議会の趣旨に反する行為、公序良俗に反する行為があった等、メンバーであることが著しく不適當であると事務局が判断した時。

## 5. 協議会の運営

① 協議会に係る運営事務は、農林水産省農産局園芸作物課園芸流通加工対策室が行うこととし、事務局長は農林水産省大臣官房生産振興審議官とする。

② 事務局は設置要領を変更した時は速やかにメンバーに周知する。

③ 協議会の活動に係るメンバーへの謝金及び交通費は支給しない。

④ 事務局は、メンバーの活動に起因又は関連して当該メンバー又は第三者（他のメンバーを含む。）に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとする。また、本要領の改正により不利益が生じた場合も、事務局はその責任を負わないものとする。